

令和 7 年

第 3 回市議会定例会議案

令和 7 年 9 月

東久留米市

令和 7 年第 3 回市議会定例会提出議案

議案 番号	件 名	付 託 委員会
3 9	東久留米市教育委員会委員の任命について	
4 0	令和 7 年度東久留米市一般会計補正予算（第 4 号）	
4 1	東久留米市議会議員及び東久留米市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	
4 2	東久留米市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	
4 3	東久留米市中小企業等資金融資あっせん条例	
4 4	東久留米市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例	
4 5	東久留米市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例	
4 6	東久留米市乳幼児の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例	
4 7	東久留米市児童発達支援センター条例の一部を改正する条例	
4 8	東久留米市都市公園条例の一部を改正する条例	
4 9	市道路線の廃止について	
5 0	市道路線の認定について	
5 1	令和 7 年度東久留米市一般会計補正予算（第 5 号）	
5 2	令和 7 年度東久留米市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	
5 3	令和 7 年度東久留米市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	
5 4	令和 7 年度東久留米市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	

議案第 39 号

東久留米市教育委員会委員の任命について

東久留米市教育委員会委員に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 9 月 1 日提出

東久留米市長 富 田 竜 馬

記

住 所 東京都国分寺市東恋ヶ窪

氏 名 いし い まさ ゆき
石 井 雅 幸

年 齢 66 歳

経 歴 昭和 56 年 3 月 東京学芸大学教育学部初等教育教員養成課程理科卒業
令和 2 年 3 月 日本体育大学大学院教育学研究科博士後期課程修了
博士（教育学）

昭和 56 年 4 月 武蔵野市立第二小学校教諭

昭和 61 年 4 月 八王子市立散田小学校教諭

平成 8 年 4 月 府中市立府中第一小学校教諭

平成 15 年 4 月 千代田区立九段小学校教諭

平成 16 年 4 月 千代田区立九段小学校主幹教諭

平成 18 年 4 月 大妻女子大学家政学部児童学科非常勤講師 理科教育

平成 19 年 4 月 大妻女子大学家政学部児童学科准教授

平成 20 年 4 月 大妻女子大学大学院人間文化研究科
人間生活科学専攻准教授

平成 27 年 4 月 大妻女子大学家政学部児童学科教授 現在に至る

平成 28 年 4 月 大妻女子大学大学院人間文化研究科
人間生活科学専攻 教授 現在に至る

（提案理由）

東久留米市教育委員会委員の任期満了に伴い、新たに委員を任命する必要がある。

議案第 40 号

令和 7 年度東久留米市一般会計補正予算

令和7年度東久留米市一般会計補正予算（第4号）

令和7年度東久留米市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ186,473千円を追加し、歳

入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53,136,354千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月1日提出

東久留米市長 富田 竜馬

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 国庫支出金		千円 11,523,302	千円 107,077	千円 11,630,379
	2 国庫補助金	2,379,689	107,077	2,486,766
15 都支出金		8,857,617	2,425	8,860,042
	2 都補助金	5,281,634	2,425	5,284,059
17 寄附金		227,094	1,000	228,094
	1 寄附金	227,094	1,000	228,094
18 繰入金		2,260,950	75,971	2,336,921
	1 基金繰入金	2,260,949	75,971	2,336,920
歳 入 合 計		52,949,881	186,473	53,136,354

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 6,180,417	千円 15,470	千円 6,195,887
	2 徴税費	543,466	15,470	558,936
3 民生費		28,047,835	65,095	28,112,930
	1 社会福祉費	10,866,753	65,095	10,931,848
7 商工費		211,688	96,760	308,448
	1 商工費	211,688	96,760	308,448
10 教育費		6,861,614	9,148	6,870,762
	4 社会教育費	675,754	9,148	684,902
歳 出 合 計		52,949,881	186,473	53,136,354

令和7年度東久留米市一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
14 国庫支出金	11,523,302	107,077	11,630,379
15 都支出金	8,857,617	2,425	8,860,042
17 寄附金	227,094	1,000	228,094
18 繰入金	2,260,950	75,971	2,336,921
歳入合計	52,949,881	186,473	53,136,354

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
2 総務費	6,180,417	15,470	6,195,887
3 民生費	28,047,835	65,095	28,112,930
7 商工費	211,688	96,760	308,448
10 教育費	6,861,614	9,148	6,870,762
歳 出 合 計	52,949,881	186,473	53,136,354

補 正 額 の 財 源 内 訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国 庫 支 出 金	都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円
0	0	0	0	15,470
41,370	0	0	0	23,725
60,857	0	0	1,000	34,903
4,850	2,425	0	0	1,873
107,077	2,425	0	1,000	75,971

2 歳 入

1 4 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 総務費補助金	1, 525, 337	102, 227	1, 627, 564
5 教育費補助金	65, 839	4, 850	70, 689
計	2, 379, 689	107, 077	2, 486, 766

1 5 款 都支出金

2 項 都補助金

7 教育費補助金	442, 096	2, 425	444, 521
計	5, 281, 634	2, 425	5, 284, 059

1 7 款 寄附金

1 項 寄附金

1 一般寄附金	187, 000	1, 000	188, 000
計	227, 094	1, 000	228, 094

1 8 款 繰入金

1 項 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	1, 742, 766	75, 971	1, 818, 737
計	2, 260, 949	75, 971	2, 336, 920

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
2 総務管理費補助金	102,227	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 102,227
3 社会教育費補助金	4,850	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金 4,850

3 社会教育費補助金	2,425	東京都文化財保存事業費補助金 2,425

1 一般寄附金	1,000	企業版ふるさと納税寄附金 1,000

1 財政調整基金繰入金	75,971	財政調整基金繰入金 75,971

3 歳 出

2 款 総務費

2 項 徴税費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
3 徴収費	67,994	15,470	83,464					15,470
								15,470
計	543,466	15,470	558,936	0	0	0	0	15,470

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
2 老人福祉費	142,998	47,639	190,637	30,276				17,363
				30,276				17,363
3 心身障害者 福祉費	5,112,562	17,456	5,130,018	11,094				6,362
				11,094				6,362
計	10,866,753	65,095	10,931,848	41,370	0	0	0	23,725

7 款 商工費

1 項 商工費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1 商工総務費	199,758	96,760	296,518	60,857			1,000	34,903

(単位： 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
22 償還金、利子 及び割引料	15,470	<u>2 徴収事務（納税課）</u> 15,470 償還金、利子及び割引料 15,470 税還付金 15,470

(単位： 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
11 役 務 費	8	<u>24 物価高騰対応介護サービス等事業者支援事業（介護福祉課）</u> 47,639 役務費 8 通信運搬費 8 負担金、補助及び交付金 47,631 物価高騰対応介護サービス等事業者支援金 47,631
18 負担金、補助 及び交付金	47,631	
11 役 務 費	15	<u>20 物価高騰対応障害福祉サービス等事業者支援事業（障害福祉課）</u> 17,456 役務費 15 通信運搬費 15 負担金、補助及び交付金 17,441 物価高騰対応障害福祉サービス等事業者支援金 17,441
18 負担金、補助 及び交付金	17,441	

(単位： 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12 委 託 料	96,760	

2 款 総務費 ～ 7 款 商工費

7 款 商工費

1 項 商工費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
							1,000	0
				60,857				34,903
計	211,688	96,760	308,448	60,857	0	0	1,000	34,903

1 0 款 教育費

4 項 社会教育費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
3 文化財保護費	12,736	9,148	21,884	4,850	2,425			1,873
				4,850	2,425			1,873
計	675,754	9,148	684,902	4,850	2,425	0	0	1,873

(単位： 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		<u>10 市民みんなのまつり運営事業（産業政策課）</u> 1,000
		委託料 1,000
		市民まつり設営・運営委託 1,000
		<u>15 物価高騰対応市内消費促進事業（産業政策課）</u> 95,760
		委託料 95,760
		市内消費促進事業委託 95,760

(単位： 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12 委 託 料	9,148	<u>2 埋蔵文化財保護費（生涯学習課）</u> 9,148
		委託料 9,148
		市内埋蔵文化財発掘調査委託 9,148

議案第 4 1 号

東久留米市議会議員及び東久留米市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

東久留米市長 富 田 竜 馬

東久留米市議会議員及び東久留米市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
条例の一部を改正する条例

東久留米市議会議員及び東久留米市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
(平成 5 年東久留米市条例第 2 3 号) の一部を次のように改正する。

第 8 条中「7 円 7 3 銭」を「8 円 3 8 銭」に改める。

第 1 1 条中「5 4 1 円 3 1 銭」を「5 8 6 円 8 8 銭」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第 8 条及び第 1 1 条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される東久留米市議会議員及び東久留米市長の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された東久留米市議会議員及び東久留米市長の選挙については、なお従前の例による。

(提案理由)

公職選挙法施行令（昭和 2 5 年政令第 8 9 号）の一部が改正、施行されたことに伴い、従来から国政選挙に準じていた東久留米市議会議員選挙及び東久留米市長選挙について、同様に公費負担額の改正を行うため、規定を整備する必要がある。

東久留米市議会議員及び東久留米市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
第1条から第7条まで（現行のとおり） （ビラの作成の公費負担額及び支払手続） 第8条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>8円38銭</u>を超える場合には、<u>8円38銭</u>）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対して支払う。 第9条及び第10条（現行のとおり） （ポスターの作成の公費負担額及び支払手続） 第11条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>586円88銭</u>に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。）を超える場合には、当該除して得た金額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙におけるポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対して支払う。 第12条（現行のとおり）	第1条から第7条まで（略） （ビラの作成の公費負担額及び支払手続） 第8条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対して支払う。 第9条及び第10条（略） （ポスターの作成の公費負担額及び支払手続） 第11条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>541円31銭</u>に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。）を超える場合には、当該除して得た金額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙におけるポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対して支払う。 第12条（略）

議案第 4 2 号

東久留米市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

東久留米市長 富 田 竜 馬

東久留米市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

東久留米市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年東久留米市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削る。

第 9 条の見出し中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条第 1 項中「部分休業」を「育児休業法第 1 9 条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 1 号部分休業」という。）」に改め、「の始め又は終わり」を削り、同条第 2 項中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に、「東久留米市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和元年東久留米市条例第 7 号）別表第 2 に掲げる時間を単位とする勤務を行う職員」を「東久留米市会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和元年東久留米市規則第 2 4 号）第 2 条第 2 項で定める職員」に改め、同条の次に次の 4 条を加える。

（第 2 号部分休業の承認）

第 9 条の 2 育児休業法第 1 9 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 2 号部分休業」という。）の承認は、1 時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第 2 号部分休業を承認することができる。

- （1） 1 回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- （2） 第 2 号部分休業の残時間数に 1 時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

（育児休業法第 1 9 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間）

第 9 条の 3 育児休業法第 1 9 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間は、毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 3 1 日までとする。

（育児休業法第 1 9 条第 2 項第 2 号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第9条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第9条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第10条中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第11条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第11条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

第12条に次の3項を加える。

3 任命権者は、第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出(以下「請求等」という。)に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

4 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「対象職員」という。)に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「育児期両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

- 5 任命権者は、第3項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、付則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認を請求する場合におけるこの条例による改正後の東久留米市職員の育児休業等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第9条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。
- 3 任命権者は、施行日前においても、改正後の条例第12条第4項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

(提案理由)

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第5号）の施行等に伴い、部分休業を拡充するほか、所要の改正を行う必要がある。

東久留米市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
第1条から第7条まで（現行のとおり） （部分休業をすることができない職員） 第8条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、勤務日数を考慮して、規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員とする。 （第1号部分休業の承認） 第9条 <u>育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）において、1日を通じて2時間（東久留米市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和34年条例第1号。以下「勤務時間、休日、休暇条例」という。）第11条第1項又は第12条の2第1項の規定による育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない職員については、2時間から当該育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について、30分を単位として行うものとする。</u> 2 非常勤職員に対する<u>第1号部分休業の承認</u>については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分（東久留米市会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和元年東久留米市規則第24号）第2条第2項で定める職員については5時間30分）を減じた時間（当該非常勤職員が育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間から当該承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内で行うものとする。 （第2号部分休業の承認） 第9条の2 <u>育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。</u> （1）<u>1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数</u> （2）<u>第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数</u>	第1条から第7条まで（略） （部分休業をすることができない職員） 第8条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、勤務日数<u>及び勤務日ごとの勤務時間</u>を考慮して、規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員とする。 （部分休業の承認） 第9条 <u>部分休業の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間（東久留米市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和34年条例第1号。以下「勤務時間、休日、休暇条例」という。）第11条第1項又は第12条の2第1項の規定による育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない職員については、2時間から当該育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について、30分を単位として行うものとする。</u> 2 非常勤職員に対する<u>部分休業の承認</u>については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分（東久留米市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和元年東久留米市条例第7号）別表第2に掲げる時間を単位とする勤務を行う職員については5時間30分）を減じた時間（当該非常勤職員が育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間から当該承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内で行うものとする。

<u>(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)</u> <u>第9条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。</u> <u>(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)</u> <u>第9条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</u> <u>(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分</u> <u>(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間に10を乗じて得た時間</u> <u>(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)</u> <u>第9条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。</u> <u>(部分休業をする職員の給与の減額)</u> <u>第10条 職員が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、東久留米市職員の給与に関する条例第11条の規定にかかわらず、同条例第15条中「給料、給料に対する地域手当及び特殊勤務手当支給額」とあるのを「給料及び給料に対する地域手当」として同条で定める算出方法により計算した額を勤務1時間当たりの給与額とみなし、その勤務しない1時間につき勤務1時間当たりの給与額とみなした額を減額して支給する。</u> <u>2 非常勤職員が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、当該非常勤職員に支給する報酬の額（東久留米市職員の給与に関する条例第9条に規定する通勤手当に相当する額を除く。）のうちその勤務しない時間数に相当する額を減額する。</u> <u>(部分休業の承認の取消事由)</u> <u>第11条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。</u> <u>(妊娠、出産等についての申出があった場合における措置等)</u> <u>第12条 (現行のとおり)</u> <u>2 (現行のとおり)</u>	<u>(部分休業をする職員の給与の減額)</u> <u>第10条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、東久留米市職員の給与に関する条例第11条の規定にかかわらず、同条例第15条中「給料、給料に対する地域手当及び特殊勤務手当支給額」とあるのを「給料及び給料に対する地域手当」として同条で定める算出方法により計算した額を勤務1時間当たりの給与額とみなし、その勤務しない1時間につき勤務1時間当たりの給与額とみなした額を減額して支給する。</u> <u>2 非常勤職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、当該非常勤職員に支給する報酬の額（東久留米市職員の給与に関する条例第9条に規定する通勤手当に相当する額を除く。）のうちその勤務しない時間数に相当する額を減額する。</u> <u>(部分休業の承認の取消事由)</u> <u>第11条 第5条の規定は、部分休業について準用する。</u> <u>(妊娠、出産等についての申出があった場合における措置等)</u> <u>第12条 (略)</u> <u>2 (略)</u>
---	---

<u>3 任命権者は、第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>（1） 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u> <u>（2） 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置</u> <u>（3） 第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置</u> <u>4 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>（1） 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u> <u>（2） 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> <u>（3） 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> <u>5 任命権者は、第3項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。</u> 第13条 （現行のとおり）	第13条 （略）
---	-----------------

議案第43号

東久留米市中小企業等資金融資あっせん条例

上記の議案を提出する。

令和7年9月1日提出

東久留米市長 富 田 竜 馬

東久留米市中小企業等資金融資あっせん条例

東久留米市中小企業資金融資条例（昭和52年東久留米市条例第12号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、東久留米市内の中小企業者、小規模企業者及び商店街を組織する団体に融資をあっせんすることにより、その育成振興及び経営安定化を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 中小企業者 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する者又は農業信用保証保険法（昭和36年法律第204号）第2条第1項第1号に規定する者をいう。
- （2） 小規模企業者 中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第6号までに規定する者をいう。
- （3） 商店街を組織する団体 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）により設立された団体をいう。

（融資のあっせんの契約）

第3条 東久留米市長（以下「市長」という。）は、融資を円滑かつ効果的に行うため、融資のあっせんに係る契約を金融機関と締結するものとする。

（融資の利率）

第4条 融資の利率は、市長が前条の契約を締結した金融機関（以下「契約金融機関」という。）と協議して定めるものとする。

（融資をあっせんする事業資金）

第5条 融資をあっせんする事業資金（以下「融資金」という。）は、中小企業者、小規

模企業者及び商店街を組織する団体の事業に要する資金であって、規則で定めるものとする。

(融資のあっせんの要件)

第6条 融資のあっせんを受けようとする者（以下「申込人」という。）は、次の要件を備えていなければならない。

- (1) 事業の種類が、規則で定める事業に該当する中小企業者、小規模企業者又は商店街を組織する団体であること。
- (2) 融資金の種類に応じ、規則で定める種別要件を備えていること。
- (3) 確実な連帯保証人を有すること又は東京信用保証協会（以下「保証協会」という。）若しくは東京都農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）の保証を得られる見込みがあること。
- (4) 適切な事業計画を有し、返済見込みが確実であること。
- (5) 現在かつ将来にわたって、暴力団員等（東久留米市暴力団排除条例（平成24年東久留米市条例第33号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）に該当しないこと、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと。
- (6) 前各号のほか、規則で定める要件を備えていること。

(融資のあっせんの申込み)

第7条 申込人は、融資のあっせんの申込書を市長に提出しなければならない。

(調査)

第8条 市長は、前条の申込みを受けたときは、直ちに申込人及び連帯保証人の信用その他必要な事項の調査を行うものとする。

(融資のあっせんの決定)

第9条 市長は、融資のあっせんの可否を決定したときは、速やかにその結果を申込人及び契約金融機関に通知するものとする。

(借入手続等)

第10条 前条の規定により融資のあっせんを受けることとなった申込人は、その通知を受けてから速やかに、契約金融機関に対し融資金の借入手続を行わなければならない。

2 前項の規定により融資を受けた者（以下「借受人」という。）は、その融資金を目的以外に使用してはならない。

(保証料の補助)

第11条 市長は、保証協会又は基金協会の保証を受けた借受人に対し、当該保証料の一部を補助することができる。

(利子補給)

第12条 市長は、借受人に対し、当該融資に係る利子の一部を補給することができる。

(融資のあっせんの決定の取消し等)

第13条 市長は、申込入又は借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の融資のあっせんの決定を取り消すことができる。

- (1) 第6条の要件を欠いたとき。ただし、同条第3号については、連帯保証人を有することができなかったとき又は保証協会若しくは基金協会の保証が得られなかったとき。
- (2) 第10条の規定に反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により融資のあっせんの決定又は融資を受けたとき。
- (4) 融資の対象となった物件を譲渡したとき又は保証協会若しくは基金協会以外の担保に供したとき。
- (5) 前各号のほか、この条例及びこの条例に基づく規則に定める事項又は契約金融機関との融資に係る契約等に反したとき。

2 前項の規定により融資のあっせんの決定を取り消したときその他規則で定める事由に該当したときは、市長は、借受人に補助した保証料及び補給した利子の返還を命ずることができる。

(契約金融機関の報告)

第14条 契約金融機関は、融資の貸付け可否、毎月末の融資金の実績及びその回収状況を、翌月10日までに市長に報告しなければならない。

(審査会)

第15条 融資の重要事項に関し、市長の諮問に応えるため、東久留米市中小企業等資金融資審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会に関する事項は、市長が別に定める。

3 委員は、任期中は、この条例に基づく融資を受けること及び連帯保証人となることはできない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の東久留米市中小企業等資金融資あっせん条例の規定は、施行日以後に受理した申込みに係る融資のあっせんについて適用し、施行日前に受理した申込みについては、なお従前の例による。

(東久留米市特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

3 東久留米市特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例（昭和3

1 年条例第 5 5 号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「中小企業融資審査会」を「中小企業等資金融資審査会」に改める。

(提案理由)

企業資金融資制度において、申込人と取扱金融機関の利便性の向上や融資制度の更なる充実を目的として、事業者選択型経営者保証非提供制度の導入や審査工程の見直しを行うとともに、中小企業融資及び小口零細企業融資を一つの条例で規定するため、条例の全部を改正する必要がある。

東久留米市特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例新旧対照表

改正案				現 行			
第 1 条から第 4 条まで （現行のとおり）				第 1 条から第 4 条まで （略）			
別表第 1 （第 1 条関係）				別表第 1 （第 1 条関係）			
職名		報酬額（円）		職名		報酬額（円）	
農業委員会の項から公務災害補償等審査会の項まで （現行のとおり）				農業委員会の項から公務災害補償等審査会の項まで （略）			
中小企業等資金融資	会長	日額	1 1, 0 0 0	中小企業融資審査会	会長	日額	1 1, 0 0 0
審査会	委員	日額	1 0, 0 0 0		委員	日額	1 0, 0 0 0
特別職報酬等審議会の項から臨時又は非常勤の調査員及び嘱託員の項まで （現行のとおり）				特別職報酬等審議会の項から臨時又は非常勤の調査員及び嘱託員の項まで （略）			
別表第 2 （現行のとおり）				別表第 2 （略）			

議案第 4 4 号

東久留米市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

東久留米市長 富 田 竜 馬

東久留米市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例

東久留米市立学童保育所設置条例（昭和 5 2 年東久留米市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

小小学童保育所	東久留米市小山五丁目 5 番 4 号
---------	--------------------

」を

「

小山第一学童保育所	東久留米市小山五丁目 5 番 4 号
小山第二学童保育所	東久留米市小山五丁目 5 番 4 号

」に改める。

付 則

この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

（提案理由）

小小学童保育所の増改築に伴い、本条例別表に規定する名称及び位置について整理するため、規定を整備する必要がある。

東久留米市立学童保育所設置条例新旧対照表

改正案		現 行	
第 1 条から第 5 条まで （現行のとおり）		第 1 条から第 5 条まで （略）	
別表（第 2 条関係）		別表（第 2 条関係）	
名称	位置	名称	位置
新川第一学童保育所の項から柳窪第二学童保育所の項まで （現行のとおり）		新川第一学童保育所の項から柳窪第二学童保育所の項まで （略）	
小山第一学童保育所	東久留米市小山五丁目 5 番 4 号	小山学童保育所	東久留米市小山五丁目 5 番 4 号
小山第二学童保育所	東久留米市小山五丁目 5 番 4 号		
神宝学童保育所の項から滝山第二学童保育所の項まで （現行のとおり）		神宝学童保育所の項から滝山第二学童保育所の項まで （略）	

議案第 4 5 号

東久留米市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

東久留米市長 富 田 竜 馬

東久留米市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

東久留米市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成元年東久留米市条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項前段中「もの」を「者」に改め、同条第 3 項中「法令」を「法令等」に改める。

第 7 条第 1 項中「医療証を」を「医療証又は個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。）（医療費の助成に係る資格情報の確認ができる場合に限る。）を」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 7 条第 1 項の改正規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

ひとり親家庭等医療費助成事業実施要綱（平成元年 8 月 1 日付元福児母第 5 0 0 号）の改正及び Public Medical Hub（PMH）接続に伴い、規定を整備する必要がある。

東久留米市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
第1条から第5条まで（現行のとおり） （助成の範囲）	第1条から第5条まで（略） （助成の範囲）
第6条 市は、対象者の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費（健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額（当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額）を超える額を除く。以下同じ。）のうち、当該法令の規定によって対象者及び対象者に係る国民健康保険法による世帯主若しくは社会保険各法による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額（以下「対象者等負担額」という。）から、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第67条第1項の規定の例により算定した一部負担金に相当する額その他の同法に規定する後期高齢者医療の被保険者が同法の規定により負担すべき額（入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額又は入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額を除く。）に相当する額（同法に規定する後期高齢者医療の被保険者が、同法第56条第2号に規定する高額療養費を支給される場合に相当する場合にあっては、規則で定める額）及び国民健康保険法又は社会保険各法の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額（以下「食事療養標準負担額」という。）又は入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額（以下「生活療養標準負担額」という。）の合計額（以下「一部負担金等相当額」という。）を控除した額を助成する。この場合において、一部負担金等相当額の算出に当たっては、法第67条第1項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合にかかわらず、同項第1号に定める割合を乗じるものとする。	第6条 市は、対象者の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費（健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額（当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額）を超える額を除く。以下同じ。）のうち、当該法令の規定によって対象者及び対象者に係る国民健康保険法による世帯主若しくは社会保険各法による被保険者その他これに準ずるものが負担すべき額（以下「対象者等負担額」という。）から、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第67条第1項の規定の例により算定した一部負担金に相当する額その他の同法に規定する後期高齢者医療の被保険者が同法の規定により負担すべき額（入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額又は入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額を除く。）に相当する額（同法に規定する後期高齢者医療の被保険者が、同法第56条第2号に規定する高額療養費を支給される場合に相当する場合にあっては、規則で定める額）及び国民健康保険法又は社会保険各法の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額（以下「食事療養標準負担額」という。）又は入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額（以下「生活療養標準負担額」という。）の合計額（以下「一部負担金等相当額」という。）を控除した額を助成する。この場合において、一部負担金等相当額の算出に当たっては、法第67条第1項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合にかかわらず、同項第1号に定める割合を乗じるものとする。
2（現行のとおり）	2（略）
3 前2項の助成は、他の法令等によって医療に関する給付を受けることができるときは、その給付の限度において行わない。 （医療費の助成）	3 前2項の助成は、他の法令によって医療に関する給付を受けることができるときは、その給付の限度において行わない。 （医療費の助成）
第7条 医療費の助成は、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者（以下「病院等」という。）に、医療証の交付を受けた対象者が、 <u>医療証又は個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）</u> （医療費の助成に係る資格情報の確認ができる場合に限る。）を提示して、診療、薬剤の支給又は手当を受け	第7条 医療費の助成は、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者（以下「病院等」という。）に、医療証の交付を受けた対象者が、 <u>医療証を</u> 提示して、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、助成する額を当該病院等に支払うことによって行う。

た場合に、助成する額を当該病院等に支払うこと によって行う。	
2 (現行のとおり)	2 (略)
第7条の2から第11条まで (現行のとおり)	第7条の2から第11条まで (略)

議案第 4 6 号

東久留米市乳幼児の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

東久留米市長 富 田 竜 馬

東久留米市乳幼児の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例

(東久留米市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第 1 条 東久留米市乳幼児の医療費の助成に関する条例（平成 5 年東久留米市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 3 項を削り、第 4 項を第 3 項とする。

第 3 条第 1 項中「乳幼児」の次に「(国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）その他規則で定める法令（以下「社会保険各法」という。）の規定によりその者の疾病又は負傷について医療に関する給付が行われる者に限る。)」を加え、「であって、その者が養育する乳幼児の疾病又は負傷について、国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）その他規則で定める法令（以下「社会保険各法」という。）の規定により医療に関する給付が行われる者」を「とする。」に改める。

第 5 条第 1 項中「もの」を「者」に改め、「に相当する額」を削り、同条第 2 項中「前項の」を「前項における」に、「法令」を「法令等」に改める。

第 6 条第 1 項中「医療証を」を「医療証又は個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。）（医療費の助成に係る資格情報の確認ができる場合に限る。）を」に改める。

(東久留米市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第 2 条 東久留米市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例（平成 1 9 年東久留米市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 3 項を削り、第 4 項を第 3 項とする。

第 3 条第 1 項中「児童」の次に「(国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）その他規則で定める法令（以下「社会保険各法」という。）の規定によりその者の疾病又は負傷について医療に関する給付が行われる者に限る。)」を加え、「であって、その者が養育する児童の疾病又は負傷について、国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）その他規則で定める法令（以下「社会保険各法」という。）の規定により医療に関する給付が行

われる者」を削る。

第6条第1項中「もの」を「者」に改める。

第7条第1項中「医療証（国民健康保険法又は社会保険各法の規定によって高額療養費が支給される場合は、医療証及び規則で定める書類）」を「医療証又は個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）（医療費の助成に係る資格情報の確認ができる場合に限る。）」に改める。

（東久留米市高校生等の医療費の助成に関する条例の一部改正）

第3条 東久留米市高校生等の医療費の助成に関する条例（令和4年東久留米市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「高校生等が何人からも監護されておらず」を「その他」に、「必要と認める場合の」を「高校生等本人を申請者とするのが適当と認める場合には、」に改め、同条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

第3条第1項中「高校生等」の次に「（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他規則で定める法令（以下「社会保険各法」という。）の規定により、その者の疾病又は負傷について医療に関する給付が行われる者に限る。）」を加え、「であって、その者が養育する高校生等の疾病又は負傷について、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他規則で定める法令（以下「社会保険各法」という。）の規定により医療に関する給付が行われるもの」を削る。

第6条第1項中「もの」を「者」に改める。

第7条第1項中「医療証（国民健康保険法又は社会保険各法の規定によって高額療養費が支給される場合は、医療証及び規則で定める書類）」を「医療証又は個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）（医療費の助成に係る資格情報の確認ができる場合に限る。）」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- （1） 第1条中東久留米市乳幼児の医療費の助成に関する条例第2条中第3項を削り、第4項を第3項とする改正規定、第2条中東久留米市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例第2条中第3項を削り、第4項を第3項とする改正規定、第3条中東久留米市高校生等の医療費の助成に関する条例第2条中第3項を削り、第4項を第3項とする改正規定及び次項から付則第4項までの規定 令和7年10月1日
- （2） 第1条中東久留米市乳幼児の医療費の助成に関する条例第6条第1項の改正規定、第2条中東久留米市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例第7条第1項

の改正規定及び第3条中東久留米市高校生等の医療費の助成に関する条例第7条第1項の改正規定 令和8年4月1日

(経過措置)

- 2 前項第1号に掲げる規定の施行の日（以下「施行日」という。）前の療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(東久留米市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

- 3 東久留米市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年東久留米市条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表第2中9の項から11の項までを削り、12の項を9の項とし、13の項から18の項までを3項ずつ繰り上げる。

(東久留米市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 施行日前の療養に係る医療費助成に関する事務については、なお従前の例による。

(提案理由)

乳幼児医療費助成事業実施要綱（平成5年7月15日付元福児母第350号）等の改正及びPublic Medical Hub（PMH）接続に伴い、規定を整備する必要がある。

東久留米市乳幼児の医療費の助成に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
第1条 (現行のとおり) (用語の定義)	第1条 (略) (用語の定義)
第2条 (現行のとおり)	第2条 (略)
2 (現行のとおり)	2 (略)
	3 <u>前項第1号の場合において、父及び母がともに当該父及び母の子である乳幼児を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該乳幼児は、当該父又は母のうちいずれか当該乳幼児の生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。</u>
3 この条例にいう、「父」には、母が、乳幼児を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。 (対象者)	4 この条例にいう、「父」には、母が、乳幼児を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。 (対象者)
第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、東久留米市(以下「市」という。)の区域内に住所を有する乳幼児(<u>国民健康保険法(昭和33年法律第192号)その他規則で定める法令(以下「社会保険各法」という。)</u> の規定によりその者の疾病又は負傷について医療に関する給付が行われる者に限る。)を養育している者とする。	第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、東久留米市(以下「市」という。)の区域内に住所を有する乳幼児を養育している者であつて、その者が養育する乳幼児の疾病又は負傷について、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)その他規則で定める法令(以下「社会保険各法」という。)の規定により医療に関する給付が行われる者
2 (現行のとおり)	2 (略)
第4条 (現行のとおり) (助成の範囲)	第4条 (略) (助成の範囲)
第5条 市は、乳幼児の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費(健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額(当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額)を超える額を除く。)のうち、当該法令の規定によって乳幼児に係る国民健康保険法による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額(病院又は診療所への入院及びその療養と併せて食事の提供たる療養(以下「入院時食事療養」という。)を受けた場合については、当該法令の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額(以下「食事療養標準負担額」という。)を除く。ただし、1歳に達した日の属する月の末日までの乳児が入院時食事療養を受けた場合は、この限りでない。)を助成する。	第5条 市は、乳幼児の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費(健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額(当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額)を超える額を除く。)のうち、当該法令の規定によって乳幼児に係る国民健康保険法による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに準ずるものが負担すべき額(病院又は診療所への入院及びその療養と併せて食事の提供たる療養(以下「入院時食事療養」という。)を受けた場合については、当該法令の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額に相当する額(以下「食事療養標準負担額」という。)を除く。ただし、1歳に達した日の属する月の末日までの乳児が入院時食事療養を受けた場合は、この限りでない。)を助成する。
2 <u>前項における助成は、他の法令等によって医療に関する給付を受けることができるときは、</u>	2 <u>前項の助成は、他の法令によって医療に関する給付を受けることができるときは、その給付</u>

その給付の限度において行わない。 （医療費の助成） 第6条 医療費の助成は、医療証の交付を受けた対象者が、<u>医療証又は個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）</u>（医療費の助成に係る資格情報の確認ができる場合に限る。）を提示して、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者（以下「病院等」という。）に対して、助成する額を当該病院等に支払うことによって行う。 2 （現行のとおり） 第7条から第11条まで （現行のとおり）	の限度において行わない。 （医療費の助成） 第6条 医療費の助成は、医療証の交付を受けた対象者が、<u>医療証</u>を提示して、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者（以下「病院等」という。）に対して、助成する額を当該病院等に支払うことによって行う。 2 （略） 第7条から第11条まで （略）
--	---

東久留米市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
第1条 (現行のとおり) (用語の定義)	第1条 (略) (用語の定義)
第2条 (現行のとおり)	第2条 (略)
2 (現行のとおり)	2 (略)
	3 前項第1号の場合において、父及び母がともに当該父及び母の子である児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該児童は、当該父又は母のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。
3 この条例にいう「父」には、母が、児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。 (対象者)	4 この条例にいう「父」には、母が、児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。 (対象者)
第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、東久留米市(以下「市」という。)の区域内に住所を有する児童(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)その他規則で定める法令(以下「社会保険各法」という。))の規定によりその者の疾病又は負傷について医療に関する給付が行われる者に限る。)を養育している者とする。	第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、東久留米市(以下「市」という。)の区域内に住所を有する児童を養育している者であって、その者が養育する児童の疾病又は負傷について、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)その他規則で定める法令(以下「社会保険各法」という。))の規定により医療に関する給付が行われる者とする。
2 (現行のとおり)	2 (略)
第4条及び第5条 (現行のとおり) (助成の範囲)	第4条及び第5条 (略) (助成の範囲)
第6条 市は、児童の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費(健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額(当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額)を超える額を除く。)のうち、当該法令の規定によって児童に係る国民健康保険法による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額(病院又は診療所への入院及びその療養と併せて食事の提供たる療養(以下「入院時食事療養」という。))を受けた場合については、当該法令の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額(以下「食事療養標準負担額」という。))を除く。以下「対象者負担額」という。)から、別表に規定する一部負担金相当額を控除した額を助成する。	第6条 市は、児童の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費(健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額(当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額)を超える額を除く。)のうち、当該法令の規定によって児童に係る国民健康保険法による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに準ずるものが負担すべき額(病院又は診療所への入院及びその療養と併せて食事の提供たる療養(以下「入院時食事療養」という。))を受けた場合については、当該法令の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額(以下「食事療養標準負担額」という。))を除く。以下「対象者負担額」という。)から、別表に規定する一部負担金相当額を控除した額を助成する。
2 (現行のとおり) (医療費の助成)	2 (略) (医療費の助成)
第7条 医療費の助成は、医療証の交付を受けた対象者が、医療証又は個人番号カード(行政手	第7条 医療費の助成は、医療証の交付を受けた対象者が、医療証(国民健康保険法又は社会保

<u>続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）（医療費の助成に係る資格情報の確認ができる場合に限る。）を提示して、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者（以下「病院等」という。）に対して、助成する額を当該病院等に支払うことによって行う。</u> 2 （現行のとおり） 第8条から第12条まで （現行のとおり）	<u>険各法の規定によって高額療養費が支給される場合は、医療証及び規則で定める書類）を提示して、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者（以下「病院等」という。）に対して、助成する額を当該病院等に支払うことによって行う。</u> 2 （略） 第8条から第12条まで （略）
---	--

東久留米市高校生等の医療費の助成に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
第1条 (現行のとおり) (用語の定義)	第1条 (略) (用語の定義)
第2条 (現行のとおり)	第2条 (略)
2 この条例において、「高校生等を養育している者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。 (1) 及び (2) (現行のとおり) (3) <u>その他、東久留米市（以下「市」という。）が高校生等本人を申請者とすることが適当と認める場合には、当該高校生等本人</u>	2 この条例において、「高校生等を養育している者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。 (1) 及び (2) (略) (3) <u>高校生等が何人からも監護されておらず、東久留米市（以下「市」という。）が必要と認める場合の当該高校生等本人</u>
3 この条例にいう「父」には、母が、高校生等を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。 (対象者)	3 <u>前項第1号の場合において、父及び母がともに当該父及び母の子である高校生等を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該高校生等は、当該父又は母のうちいずれか当該高校生等の生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。</u>
第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、市の区域内に住所を有する高校生等（ <u>国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他規則で定める法令（以下「社会保険各法」という。）の規定により、その者の疾病又は負傷について医療に関する給付が行われる者に限る。</u> ）を養育している者とする。	4 この条例にいう「父」には、母が、高校生等を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。 (対象者)
2 (現行のとおり)	第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、市の区域内に住所を有する高校生等を養育している者であって、 <u>その者が養育する高校生等の疾病又は負傷について、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他規則で定める法令（以下「社会保険各法」という。）の規定により医療に関する給付が行われるものとする。</u>
第4条及び第5条 (現行のとおり) (助成の範囲)	2 (略) 第4条及び第5条 (略) (助成の範囲)
第6条 市は、高校生等の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費（健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額（当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額）を超える額を除く。）のうち、当該法令の規定によって高校生等に係る国民健康保険法による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額（病院又は診療所への入院及びその療養と併せて食事の提供たる療養（以下「入院時食事療養」という。）を受けた場合については、当該法令の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額（以下「食事療養標準負担額」という。）を除く。以下「対象者負担額」	第6条 市は、高校生等の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費（健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額（当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額）を超える額を除く。）のうち、当該法令の規定によって高校生等に係る国民健康保険法による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに準ずる <u>もの</u> が負担すべき額（病院又は診療所への入院及びその療養と併せて食事の提供たる療養（以下「入院時食事療養」という。）を受けた場合については、当該法令の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額（以下「食事療養標準負担額」という。）を除く。以下「対象者負担額」

という。) から、別表に規定する一部負担金相当額を控除した額を助成する。	という。) から、別表に規定する一部負担金相当額を控除した額を助成する。
2 (現行のとおり) (医療費の助成)	2 (略) (医療費の助成)
第7条 医療費の助成は、医療証の交付を受けた対象者が、<u>医療証又は個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)</u>(医療費の助成に係る資格情報の確認ができる場合に限る。))を提示して、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者(以下「病院等」という。))に対して、助成する額を当該病院等に支払うことにより行う。	第7条 医療費の助成は、医療証の交付を受けた対象者が、<u>医療証(国民健康保険法又は社会保険各法の規定によって高額療養費が支給される場合は、医療証及び規則で定める書類)</u>を提示して、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者(以下「病院等」という。))に対して、助成する額を当該病院等に支払うことにより行う。
2 (現行のとおり) 第8条から第13条まで (現行のとおり)	2 (略) 第8条から第13条まで (略)

東久留米市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例新旧対照表

改正案			現 行		
第1条から第6条まで（現行のとおり）			第1条から第6条まで（略）		
別表第1（現行のとおり）			別表第1（略）		
別表第2（第4条関係）			別表第2（第4条関係）		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
1の項から8の項まで（現行のとおり）			1の項から8の項まで（略）		
			9 市長	東久留米市乳幼児の医療費の助成に関する条例に基づく子どもの医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報
			10 市長	東久留米市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例に基づく子どもの医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報
			11 市長	東久留米市高校生等の医療費の助成に関する条例に基づく高校生等の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報
			12 市長	東久留米市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例に基づくひとり親等の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報 障害者関係情報 児童扶養手当関係情報
10 市長	東久留米市児童育成手当条例に基づく児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報 障害者関係情報 児童扶養手当関係情報	13 市長	東久留米市児童育成手当条例に基づく児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報 障害者関係情報 児童扶養手当関係情報
11 市長	東京都心身障害者の医療費の助成に関する条例に基づく医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報 障害者自立支援給付情報 児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児入	14 市長	東京都心身障害者の医療費の助成に関する条例に基づく医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報 障害者自立支援給付情報 児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児入

	則で定めるもの	所支援に関する情報又は身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳に関する情報 生活保護関係情報 中国残留邦人等支援給付関係情報 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報
1 2 市長	東久留米市中心身障害者福祉手当条例に基づく心身障害者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報
1 3 教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報
1 4 教育委員会	経済的な理由によって義務教育を受けることが困難な児童・生徒の保護者に対して就学に必要な経費の援助に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報
1 5 教育委員会	小学校又は中学校の特別支援学級に在籍し、又は通級している児童・生徒の保護者等に対して就学に必要な経費の援助に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報

	則で定めるもの	所支援に関する情報又は身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳に関する情報 生活保護関係情報 中国残留邦人等支援給付関係情報 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報
1 5 市長	東久留米市中心身障害者福祉手当条例に基づく心身障害者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報
1 6 教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報
1 7 教育委員会	経済的な理由によって義務教育を受けることが困難な児童・生徒の保護者に対して就学に必要な経費の援助に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報
1 8 教育委員会	小学校又は中学校の特別支援学級に在籍し、又は通級している児童・生徒の保護者等に対して就学に必要な経費の援助に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報

	の			の	
別表第3（現行のとおり）			別表第3（略）		

議案第 4 7 号

東久留米市児童発達支援センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

東久留米市長 富 田 竜 馬

東久留米市児童発達支援センター条例の一部を改正する条例

東久留米市児童発達支援センター条例（令和元年東久留米市条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 号中「第 5 条第 1 8 項」を「第 5 条第 1 9 項」に改め、同条第 5 号中「第 5 条第 1 9 項」を「第 5 条第 2 0 項」に改める。

付 則

この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

（提案理由）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 1 0 4 号）の施行による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）の改正に伴い、規定を整備する必要がある。

東久留米市児童発達支援センター条例新旧対照表

改正案	現 行
第 1 条及び第 2 条 （現行のとおり） （事業）	第 1 条及び第 2 条 （略） （事業）
第 3 条 センターは、次の各号に掲げる事業を行う。 （1） から（3）まで （現行のとおり） （4） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号。以下「障害者総合支援法」という。） <u>第 5 条第 1 9 項</u> に規定する計画相談支援（以下「計画相談支援」という。） （5） 障害者総合支援法 <u>第 5 条第 2 0 項</u> に規定する基本相談支援（以下「基本相談支援」という。） （6） （現行のとおり）	第 3 条 センターは、次の各号に掲げる事業を行う。 （1） から（3）まで （略） （4） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号。以下「障害者総合支援法」という。） <u>第 5 条第 1 8 項</u> に規定する計画相談支援（以下「計画相談支援」という。） （5） 障害者総合支援法 <u>第 5 条第 1 9 項</u> に規定する基本相談支援（以下「基本相談支援」という。） （6） （略）
第 4 条から第 1 3 条まで （現行のとおり）	第 4 条から第 1 3 条まで （略）

議案第 4 8 号

東久留米市都市公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

東久留米市長 富 田 竜 馬

東久留米市都市公園条例の一部を改正する条例

東久留米市都市公園条例（昭和 5 4 年東久留米市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

氷川台第 1 緑地	〃	氷川台二丁目 4 1 9 番 7
-----------	---	------------------

」を

「

氷川台第 1 緑地	〃	氷川台二丁目 4 1 9 番 7
南沢第 1 5 緑地	〃	南沢四丁目 1 7 1 3 番 7 2
前沢第 7 緑地	〃	前沢三丁目 1 1 4 4 番 1 1

」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

新たに都市公園を設置するため、規定を整備する必要がある。

東久留米市都市公園条例新旧対照表

改正案	現 行																
第 1 条から第 1 8 条まで （現行のとおり） 別表第 1 （第 2 条） 公園の名称及び位置	第 1 条から第 1 8 条まで （略） 別表第 1 （第 2 条） 公園の名称及び位置																
<table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>前沢南公園の項から前沢第 6 緑地の項まで （現行のとおり）</td><td></td></tr> <tr> <td>氷川台第 1 緑地</td><td>〃 氷川台二丁目 4 1 9 番 7</td></tr> <tr> <td>南沢第 1 5 緑地</td><td>〃 南沢四丁目 1 7 1 3 番 7 2</td></tr> <tr> <td>前沢第 7 緑地</td><td>〃 前沢三丁目 1 1 4 4 番 1 1</td></tr> </table>	名称	位置	前沢南公園の項から前沢第 6 緑地の項まで （現行のとおり）		氷川台第 1 緑地	〃 氷川台二丁目 4 1 9 番 7	南沢第 1 5 緑地	〃 南沢四丁目 1 7 1 3 番 7 2	前沢第 7 緑地	〃 前沢三丁目 1 1 4 4 番 1 1	<table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>前沢南公園の項から前沢第 6 緑地の項まで （略）</td><td></td></tr> <tr> <td>氷川台第 1 緑地</td><td>〃 氷川台二丁目 4 1 9 番 7</td></tr> </table>	名称	位置	前沢南公園の項から前沢第 6 緑地の項まで （略）		氷川台第 1 緑地	〃 氷川台二丁目 4 1 9 番 7
名称	位置																
前沢南公園の項から前沢第 6 緑地の項まで （現行のとおり）																	
氷川台第 1 緑地	〃 氷川台二丁目 4 1 9 番 7																
南沢第 1 5 緑地	〃 南沢四丁目 1 7 1 3 番 7 2																
前沢第 7 緑地	〃 前沢三丁目 1 1 4 4 番 1 1																
名称	位置																
前沢南公園の項から前沢第 6 緑地の項まで （略）																	
氷川台第 1 緑地	〃 氷川台二丁目 4 1 9 番 7																
別表第 2 から別表第 4 まで （現行のとおり）	別表第 2 から別表第 4 まで （略）																

議案第 4 9 号

市道路線の廃止について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 1 項の規定により、下記のとおり市道路線を廃止することについて、同条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

整理番号	路 線 名	起 点 終 点	重要な経過地
1	市道 2 5 5 3 号線	前沢三丁目 1 1 4 3 番 1 1 先から 前沢三丁目 1 1 4 3 番 1 0 先まで	

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

東久留米市長 富 田 竜 馬

（提案理由）
終点位置が変更される道路について廃止する必要がある。

参考資料

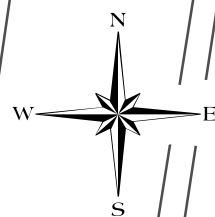
廃止路線一覧表

整 理 番 号	路 線 名	起 点 終 点	延長 (m)	幅員 (m)	備 考
1	市道 2 5 5 3 号線	前沢三丁目 1 1 4 3 番 1 1 先から 前沢三丁目 1 1 4 3 番 1 0 先まで	140.40	6.00	

廃止路線案内図

整理番号 1

都営前沢二丁目アパート



1143-11

2553

前沢三丁目

1143-10

路線名	起 終 点 点	延長(m)	幅員(m)	備考
市道2553号線	前沢三丁目1143番11先から 前沢三丁目1143番10先まで	140.40	6.00	

凡 例

廃止路線



議案第 5 0 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 1 項の規定により、下記のとおり市道路線を認定することについて、同条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

整理番号	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点	
1	市道 2 5 5 3 号線	前沢三丁目 1 1 4 3 番 1 1 先から 前沢三丁目 1 1 4 4 番 5 3 先まで	
2	市道 2 6 0 6 号線	前沢三丁目 1 1 4 4 番 3 3 先から 前沢三丁目 1 1 4 4 番 5 1 先まで	

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

東久留米市長 富 田 竜 馬

（提案理由）

市に移管された道路について認定する必要がある。

参考資料

認定路線一覧表

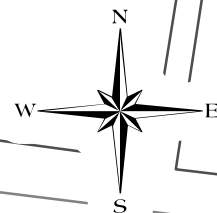
整 理 番 号	路 線 名	起 点 終 点	延長 (m)	幅員 (m)	備 考
1	市道 2 5 5 3 号線	前沢三丁目 1 1 4 3 番 1 1 先から 前沢三丁目 1 1 4 4 番 5 3 先まで	282.07	6.00	
2	市道 2 6 0 6 号線	前沢三丁目 1 1 4 4 番 3 3 先から 前沢三丁目 1 1 4 4 番 5 1 先まで	91.76	5.00	

認定路線案内図

整理番号 1

整理番号 2

都営前沢二丁目アパート



1143-11

1144-53

1144-51

前沢三丁目

2606

1144-33

2553

路線名	起 終 点 点	延長(m)	幅員(m)	備考
市道2553号線	前沢三丁目1143番11先から 前沢三丁目1144番53先まで	282.07	6.00	
市道2606号線	前沢三丁目1144番33先から 前沢三丁目1144番51先まで	91.76	5.00	

凡 例

認定路線



議案第 5 1 号

令和 7 年度 東久留米市 一般会計 補正予算

令和7年度東久留米市一般会計補正予算（第5号）

令和7年度東久留米市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ734,637千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53,870,991千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和7年9月1日提出

東久留米市長 富田 竜馬

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9 地方特例交付金		千円 114,000	千円 23,287	千円 137,287
	1 地方特例交付金	114,000	23,287	137,287
10 地方交付税		4,851,000	△177,769	4,673,231
	1 地方交付税	4,851,000	△177,769	4,673,231
12 分担金及び負担金		214,626	600	215,226
	1 負担金	214,626	600	215,226
14 国庫支出金		11,630,379	59,950	11,690,329
	2 国庫補助金	2,486,766	59,950	2,546,716
15 都支出金		8,860,042	35,526	8,895,568
	2 都補助金	5,284,059	33,503	5,317,562
	3 委託金	468,315	2,023	470,338
18 繰入金		2,336,921	304,754	2,641,675
	1 基金繰入金	2,336,920	293,315	2,630,235
	2 特別会計繰入金	1	11,439	11,440
19 繰越金		250,000	330,217	580,217
	1 繰越金	250,000	330,217	580,217
20 諸収入		410,858	△63,028	347,830
	5 雑入	335,756	△63,028	272,728
21 市債		1,349,400	221,100	1,570,500

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	1 市債	千円 1, 349, 400	千円 221, 100	千円 1, 570, 500
歳 入	合 計	53, 136, 354	734, 637	53, 870, 991

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		千円 311,459	千円 △5,919	千円 305,540
	1 議会費	311,459	△5,919	305,540
2 総務費		6,195,887	302,151	6,498,038
	1 総務管理費	4,806,827	300,250	5,107,077
	4 選挙費	240,479	1,901	242,380
3 民生費		28,112,930	182,231	28,295,161
	1 社会福祉費	10,931,848	128,689	11,060,537
	2 児童福祉費	12,972,157	53,542	13,025,699
4 衛生費		3,531,693	4,093	3,535,786
	1 保健衛生費	1,468,949	4,093	1,473,042
8 土木費		3,754,302	211,811	3,966,113
	4 都市計画費	1,746,672	211,811	1,958,483
	5 下水道事業費	714,886	0	714,886
10 教育費		6,870,762	40,270	6,911,032
	1 教育総務費	693,098	500	693,598
	2 小学校費	3,835,456	0	3,835,456
	3 中学校費	1,344,469	0	1,344,469
	4 社会教育費	684,902	39,770	724,672

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
歳	出	53, 136, 354	734, 637	53, 870, 991
	合 計			

第2表 債務負担行為補正

(追加)

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
総合福祉システムパッケージ賃貸借	令和8年度から令和12年度まで	119,460
各種通知書等作成業務委託	令和8年度	46,695
東久留米市障害者計画等策定業務支援委託	令和8年度	8,360

第3表 地方債補正

(追加)

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
校内情報通信ネットワーク環境改善整備事業	174,600	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、東京都、その他金融機関については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。

(変更)

(単位:千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
南部地域センター冷温水発生機更新等事業	120,000	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、東京都、その他金融機関については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。	160,000	同左	同左	同左
東部地域センターエレベーター更新事業	19,600				26,100	同左	同左	同左

令和7年度東久留米市一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
9 地方特例交付金	114,000	23,287	137,287
10 地方交付税	4,851,000	△177,769	4,673,231
12 分担金及び負担金	214,626	600	215,226
14 国庫支出金	11,630,379	59,950	11,690,329
15 都支出金	8,860,042	35,526	8,895,568
18 繰入金	2,336,921	304,754	2,641,675
19 繰越金	250,000	330,217	580,217
20 諸収入	410,858	△63,028	347,830
21 市債	1,349,400	221,100	1,570,500
歳入合計	53,136,354	734,637	53,870,991

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 議会費	311,459	△5,919	305,540
2 総務費	6,195,887	302,151	6,498,038
3 民生費	28,112,930	182,231	28,295,161
4 衛生費	3,531,693	4,093	3,535,786
8 土木費	3,754,302	211,811	3,966,113
10 教育費	6,870,762	40,270	6,911,032
歳 出 合 計	53,136,354	734,637	53,870,991

補 正 額 の 財 源 内 訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国 庫 支 出 金	都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円
0	0	0	0	△5,919
11,030	3,174	46,500	300	241,147
48,920	15,901	0	0	117,410
0	1,523	0	600	1,970
0	1,789	0	0	210,022
0	13,139	174,600	0	△147,469
59,950	35,526	221,100	900	417,161

2 歳 入

9 款 地方特例交付金

1 項 地方特例交付金

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 地方特例交付金	114, 000	23, 287	137, 287
計	114, 000	23, 287	137, 287

1 0 款 地方交付税

1 項 地方交付税

1 地方交付税	4, 851, 000	△177, 769	4, 673, 231
計	4, 851, 000	△177, 769	4, 673, 231

1 2 款 分担金及び負担金

1 項 負担金

2 衛生費負担金	1, 000	600	1, 600
計	214, 626	600	215, 226

1 4 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

1 総務費補助金	1, 627, 564	8, 404	1, 635, 968
2 民生費補助金	375, 843	51, 546	427, 389
計	2, 486, 766	59, 950	2, 546, 716

節		説 明
区 分	金 額	
1 地方特例交付金	千円 23,287	地方特例交付金 千円 23,287

1 地方交付税	△177,769	普通交付税 △177,769

1 養育医療費負担金	600	養育医療費保護者負担金 600

2 総務管理費補助金	8,404	社会保障・税番号制度システム整備費補助金 5,242 地域診療情報連携推進費補助金 3,162
2 児童福祉費補助金	51,546	母子家庭等対策総合支援事業費補助金 920 出産・子育て応援交付金 8,000 妊婦のための支援給付交付金 40,000 妊婦のための支援給付費補助金 24 子ども・子育て支援事業費補助金 2,602

1 5 款 都支出金

2 項 都補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費補助金	千円 1,885,461	千円 2,024	千円 1,887,485
2 民生費補助金	2,581,558	18,840	2,600,398
7 教育費補助金	444,521	12,639	457,160
計	5,284,059	33,503	5,317,562

1 5 款 都支出金

3 項 委託金

3 衛生費委託金	35,873	1,523	37,396
5 教育費委託金	5,981	500	6,481
計	468,315	2,023	470,338

1 8 款 繰入金

1 項 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	1,818,737	293,315	2,112,052
計	2,336,920	293,315	2,630,235

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
1 総務管理費補助金	2,024	東京都地域の安全確保に向けた防犯設備区市町村補助金	2,024
1 社会福祉費補助金	12,557	障害者施策推進区市町村包括補助事業補助金 心身障害者医療費助成制度システム改修等事業補助金 地域におけるケアプランデータ連携システム活用促進事業補助金	3,196 891 8,470
2 児童福祉費補助金	6,283	とうきょうママパパ応援事業補助金 出産・子育て応援交付金 子ども医療費助成等オンライン資格確認自治体システム改修等事業補助金	12 4,000 2,271
2 小学校費補助金	7,983	東京都デジタル利活用支援員配置支援事業補助金	7,983
5 中学校費補助金	4,656	東京都デジタル利活用支援員配置支援事業補助金	4,656

1 保健衛生費委託金	1,523	保全地域植生管理委託金	1,523
1 教育総務費委託金	500	デジタルを活用したこれからの学び推進地区事業委託金 生成AIリテラシー教材作成に係る実践協力校事業委託金	300 200

1 財政調整基金繰入金	293,315	財政調整基金繰入金	293,315

1 8 款 繰入金

2 項 特別会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 後期高齢者医療特別会計繰入金	千円 1	千円 10,701	千円 10,702
2 介護保険特別会計繰入金	0	738	738
計	1	11,439	11,440

1 9 款 繰越金

1 項 繰越金

1 繰越金	250,000	330,217	580,217
計	250,000	330,217	580,217

2 0 款 諸収入

5 項 雑入

3 過年度収入	1	8,957	8,958
4 雑入	334,647	△71,985	262,662
計	335,756	△63,028	272,728

2 1 款 市債

1 項 市債

1 総務債	139,600	46,500	186,100
-------	---------	--------	---------

節		説 明	
区 分	金 額		
1 後期高齢者医療特別会計繰入金	千円 10,701	後期高齢者医療特別会計繰入金	千円 10,701
1 介護保険特別会計繰入金	738	介護保険特別会計繰入金	738

1 繰越金	330,217	前年度繰越金	330,217

2 都支出金過年度収入	8,957	都支出金過年度収入	8,957
5 雑入	△71,985	新型コロナウイルスワクチン定期接種助成金（過年度事業分） 自治総合センターコミュニティ助成金	△72,285 300

1 南部地域センター冷温水発生機更新等事業債	40,000	南部地域センター冷温水発生機更新等事業債	40,000
------------------------	--------	----------------------	--------

2 1 款 市債

1 項 市債

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
4 教育債	882,000	174,600	1,056,600
計	1,349,400	221,100	1,570,500

節		説	明
区 分	金 額		
2 東部地域センターエレベーター更新事業債	千円 6,500	東部地域センターエレベーター更新事業債	千円 6,500
3 校内情報通信ネットワーク環境改善整備事業債	174,600	校内情報通信ネットワーク環境改善整備事業債	174,600

3 歳 出

1 款 議会費

1 項 議会費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1 議会費	311,459	△5,919	305,540					△5,919
								△5,919
計	311,459	△5,919	305,540	0	0	0	0	△5,919

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
7 会計管理費	46,032	0	46,032	24	12			△36
				24	12			△36
9 行政管理費	1,661,764	6,325	1,668,089	11,006	3,162			△7,843
				11,006	3,162			△7,843
13 防災対策費	70,325	300	70,625				300	0
							300	0
15 コミュニティ振興費	421,831	0	421,831			46,500		△46,500
						46,500		△46,500
17 諸費	4,023	570	4,593					570
								570

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 報 酬	△3,618	<u>2 議員報酬等支払事務（議会事務局）</u> △5,919 報酬 △3,618 議員報酬 △3,618 職員手当等 △2,301
3 職員手当等	△2,301	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		<u>1 会計管理事務</u> 財源更正
12 委 託 料	6,325	<u>3 庁内業務系システム運用保守事務（行政経営課）</u> 6,325 委託料 6,325 システム修正等委託 6,325
18 負担金、補助 及び交付金	300	<u>8 自主防災組織育成事業（防災防犯課）</u> 300 負担金、補助及び交付金 300 地域防災組織育成助成事業補助金 300
		<u>6 地域センター管理事業</u> 財源更正
22 償還金、利子 及び割引料	570	<u>1 過年度過誤納償還金</u> 570 （環境政策課） 15 償還金、利子及び割引料 15 過年度返還金 15 （介護福祉課） 554 償還金、利子及び割引料 554 国庫支出金過年度返還金 369 都支出金過年度返還金 185

1 款 議会費 ～ 2 款 総務費

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
18 財政調整基金費	1, 868	290, 109	291, 977					290, 109
								290, 109
22 森林環境譲与税基金費	45	2, 946	2, 991					2, 946
								2, 946
計	4, 806, 827	300, 250	5, 107, 077	11, 030	3, 174	46, 500	300	239, 246

2 款 総務費

4 項 選挙費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
6 東久留米市長選挙費	48, 377	69	48, 446					69
								69
7 東久留米市議会議員補欠選挙費	10, 279	1, 832	12, 111					1, 832
								1, 832
計	240, 479	1, 901	242, 380	0	0	0	0	1, 901

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		(教育総務課) 1 償還金、利子及び割引料 1 国庫支出金過年度返還金 1
24 積立金	290,109	<u>1 財政調整基金積立金 (財政課)</u> 290,109 積立金 290,109 基金積立金 290,109
24 積立金	2,946	<u>1 森林環境譲与税基金積立金 (財政課)</u> 2,946 積立金 2,946 基金積立金 2,946

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
18 負担金、補助及び交付金	69	<u>1 東久留米市長選挙執行事業 (選挙管理委員会事務局)</u> 69 負担金、補助及び交付金 69 選挙運動用公費負担金 69
10 需用費	69	<u>1 東久留米市議会議員補欠選挙執行事業 (選挙管理委員会事務局)</u> 1,832 需用費 69 消耗品費 69 役務費 340 通信運搬費 340 負担金、補助及び交付金 1,423 選挙運動用公費負担金 1,423
11 役務費	340	
18 負担金、補助及び交付金	1,423	

2 款 総務費

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
2 老人福祉費	190,637	8,470	199,107		8,470			0
					8,470			0
3 心身障害者福祉費	5,130,018	3,196	5,133,214		3,196			0
					3,196			0
6 国民健康保険事業費	1,232,225	117,526	1,349,751					117,526
								117,526
7 後期高齢者医療事業費	1,935,997	△503	1,935,494					△503
								△503
計	10,931,848	128,689	11,060,537	0	11,666	0	0	117,023

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1 児童福祉総務費	6,549,059	52,000	6,601,059	48,000	4,000			0
				48,000	4,000			0
5 母子・父子福祉費	46,546	1,227	47,773	920				307
				920				307

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12 委 託 料	8,470	<u>23 介護サービス事業所等生産性向上支援事業（介護福祉課）</u> 8,470 委託料 8,470 ケアプランデータ連携システム活用促進支援業務委託 8,470
19 扶 助 費	3,196	<u>16 重症心身障害児（者）通所運営費補助事業（障害福祉課）</u> 3,196 扶助費 3,196 重症心身障害児（者）運営費助成金 3,196
27 繰 出 金	117,526	<u>2 国民健康保険特別会計繰出金（財政課）</u> 117,526 繰出金 117,526 特別会計繰出金 117,526
27 繰 出 金	△503	<u>2 後期高齢者医療特別会計繰出金（財政課）</u> △503 繰出金 △503 特別会計繰出金 △503

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12 委 託 料	17,000	<u>32 出産・子育て応援交付金事業（こども家庭センター）</u> 52,000 委託料 17,000 出産・子育て応援交付金事業委託 17,000 扶助費 35,000 妊婦のための支援給付費 35,000
19 扶 助 費	35,000	
19 扶 助 費	1,227	<u>5 母子・父子家庭自立支援給付金事業（児童青少年課）</u> 1,227 扶助費 1,227 母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金 1,227

3 款 民生費

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
7 児童遊園費	75,710	315	76,025		235			80
					235			80
計	12,972,157	53,542	13,025,699	48,920	4,235	0	0	387

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
3 母子保健健康診査費	133,631	2,570	136,201				600	1,970
							600	1,970
4 環境衛生費	117,718	1,523	119,241		1,523			0
					1,523			0
計	1,468,949	4,093	1,473,042	0	1,523	0	600	1,970

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
10 需 用 費	9	<u>1 子供の広場維持管理事業（環境政策課）</u> 315 需用費 9 消耗品費 9 委託料 12 防犯カメラ看板設置委託 12 工事請負費 294 防犯カメラ設置工事 294
12 委 託 料	12	
14 工 事 請 負 費	294	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
19 扶 助 費	2,570	<u>4 未熟児養育医療の給付事業（健康課）</u> 2,570 扶助費 2,570 養育医療費助成金 2,570
10 需 用 費	150	<u>5 緑地保全地域植生管理事業（環境政策課）</u> 1,523 需用費 150 消耗品費 150 委託料 1,107 保全地域植生管理委託 1,107 備品購入費 266 植生管理用備品購入費 266
12 委 託 料	1,107	
17 備 品 購 入 費	266	

8 款 土木費

4 項 都市計画費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1 都市計画総務費	663,523	209,592	873,115					209,592
								209,592
3 公園費	206,646	2,219	208,865		1,504			715
					1,504			715
計	1,746,672	211,811	1,958,483	0	1,504	0	0	210,307

8 款 土木費

5 項 下水道事業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1 下水道整備費	714,886	0	714,886		285			△285
					285			△285
計	714,886	0	714,886	0	285	0	0	△285

10 款 教育費

1 項 教育総務費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
3 指導費	238,065	500	238,565		500			0
					500			0
計	693,098	500	693,598	0	500	0	0	0

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
24 積 立 金	209,592	<u>11 都市計画事業基金積立金（財政課）</u> 209,592 積立金 209,592 基金積立金 209,592
12 委 託 料	213	<u>1 公園維持管理事業（環境政策課）</u> 2,219 委託料 213 防犯カメラ看板設置委託 213 工事請負費 2,006 防犯カメラ設置工事 2,006
14 工事請負費	2,006	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		<u>1 下水道事業会計繰出金</u> 財源更正

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
17 備品購入費	500	<u>17 東京都受託事業（指導室）</u> 500 備品購入費 500 備品購入費 500

8 款 土木費 ～ 10 款 教育費

10款 教育費

2項 小学校費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1 学校管理費	919,303	0	919,303			110,300		△110,300
						110,300		△110,300
2 教育振興費	496,918	0	496,918		7,983			△7,983
					7,983			△7,983
計	3,835,456	0	3,835,456	0	7,983	110,300	0	△118,283

10款 教育費

3項 中学校費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1 学校管理費	464,039	0	464,039			64,300		△64,300
						64,300		△64,300
2 教育振興費	254,937	0	254,937		4,656			△4,656
					4,656			△4,656
計	1,344,469	0	1,344,469	0	4,656	64,300	0	△68,956

10款 教育費

4項 社会教育費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
4 生涯学習センター費	120,163	39,770	159,933					39,770
								39,770

(単位： 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		<u>1 小学校運営事務</u> 財源更正
		<u>1 小学校教育振興事務</u> 財源更正

(単位： 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		<u>1 中学校運営事務</u> 財源更正
		<u>1 中学校教育振興事務</u> 財源更正

(単位： 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
13 使 用 料 及 び 賃 借 料	1,915	<u>1 生涯学習センター管理運営事業（生涯学習課）</u> 39,770 使用料及び賃借料 1,915 土地借り上げ料 1,915 工事請負費 35,855 駐車場整備工事 35,855 補償、補填及び賠償金 2,000 生涯学習センター駐車場用地借入に係る補償金 2,000
14 工 事 請 負 費	35,855	
21 補 償、補 填 及び賠償金	2,000	

10款 教育費

10 款 教育費

4 項 社会教育費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
計	684,902	39,770	724,672	0	0	0	0	39,770

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	

給 与 費

1 特 別 職

区 分		職 員 数	給 与			
			報 酬	給 料	期 末 手 当 年間支給率(月分)	地 域 手 当
補 正 後	長 等	人 3	千円	千円 30,840	千円 16,454 (4.85月分)	千円
	議 員	22	121,422		57,672 (4.85月分)	
	その他の特別職	1,526	162,731			
	計	1,551	284,153	30,840	74,126	
補 正 前	長 等	3		30,840	16,454 (4.85月分)	
	議 員	22	125,040		59,973 (4.85月分)	
	その他の特別職	1,526	162,731			
	計	1,551	287,771	30,840	76,427	
比 較	長 等					
	議 員		△3,618		△2,301	
	その他の特別職					
	計		△3,618		△2,301	

明 細 書

費			共 済 費	合 計	備 考
退職負担金	その他の手当	計			
千円 8,279	千円	千円 55,573	千円 8,540	千円 64,113	
		179,094	32,949	212,043	
		162,731		162,731	
8,279		397,398	41,489	438,887	
8,279		55,573	8,540	64,113	
		185,013	32,949	217,962	
		162,731		162,731	
8,279		403,317	41,489	444,806	
		△5,919		△5,919	
		△5,919		△5,919	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国・都 支出金	地方債	その他	
総合福祉システム パッケージ貸借 (令和7年度設定)	119,460			令和8年度から 令和12年度まで	119,460				119,460
各種通知書等作成 業務委託 (令和7年度設定)	46,695			令和8年度	46,695				46,695
東久留米市障害者 計画等策定業務支 援委託 (令和7年度設定)	8,360			令和8年度	8,360				8,360

地 方 債 の 前 々 年 度 末 及 び 前 年 度 末 に お け る 現 在 高
並 び に 当 該 年 度 末 に お け る 現 在 高 の 見 込 み に 関 す る 調 書

(単位：千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込額		当該年度末 現在高見込額
			起債見込額	元金償還見込額	
1. 普通債	5,986,189	6,096,677	1,669,800	780,422	6,986,055
(1) 総務債	251,950	314,133	186,100	38,999	461,234
(2) 民生債	281,690	248,357	—	62,086	186,271
(3) 衛生債	97,420	176,051	—	41,369	134,682
(4) 土木債	1,728,914	1,646,514	398,300	242,203	1,802,611
(5) 消防債	242,318	261,460	28,800	22,650	267,610
(6) 教育債	3,383,897	3,450,162	1,056,600	373,115	4,133,647
2. その他	16,847,918	15,439,510	—	1,571,191	13,868,319
(1) 住民税等減税補てん債	73,618	35,206	—	24,783	10,423
(2) 減収補てん債	134,851	115,586	—	19,264	96,322
(3) 臨時財政対策債	16,639,449	15,288,718	—	1,527,144	13,761,574
計	22,834,107	21,536,187	1,669,800	2,351,613	20,854,374

(注) 「当該年度中増減見込額」の「起債見込額」は、令和6年度繰越明許費に係る収入見込額を含む。

議案第 5 2 号

令和7年度東久留米市国民健康保険特別会計補正予算

令和 7 年度東久留米市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度東久留米市の国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 3 2, 9 0 9 千円を追加し、歳

入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 1, 5 5 5, 6 4 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 9 月 1 日提出

東久留米市長 富 田 竜 馬

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 繰入金		千円 1,232,225	千円 117,526	千円 1,349,751
	1 他会計繰入金	1,232,225	117,526	1,349,751
7 繰越金		1	15,383	15,384
	1 繰越金	1	15,383	15,384
歳 入 合 計		11,422,739	132,909	11,555,648

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 基金積立金		千円 107	千円 15,384	千円 15,491
	1 基金積立金	107	15,384	15,491
7 諸支出金		14,201	117,525	131,726
	1 償還金及び還付金	14,201	117,525	131,726
歳 出 合 計		11,422,739	132,909	11,555,648

令和7年度東久留米市国民健康保険特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
6 繰入金	1,232,225	117,526	1,349,751
7 繰越金	1	15,383	15,384
歳入合計	11,422,739	132,909	11,555,648

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
5 基金積立金	107	15,384	15,491
7 諸支出金	14,201	117,525	131,726
歳 出 合 計	11,422,739	132,909	11,555,648

補 正 額 の 財 源 内 訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国 庫 支 出 金	都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円
0	0	0	0	15,384
0	0	0	0	117,525
0	0	0	0	132,909

2 歳 入

6 款 繰入金

1 項 他会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 一般会計繰入金	1,232,225	117,526	1,349,751
計	1,232,225	117,526	1,349,751

7 款 繰越金

1 項 繰越金

1 繰越金	1	15,383	15,384
計	1	15,383	15,384

節		説	明
区 分	金 額		
8 その他一般会 計繰入金	千円 117,526	その他一般会計繰入金	千円 117,526

1 前年度繰越金	15,383	前年度繰越金	15,383

3 歳 出

5 款 基金積立金

1 項 基金積立金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1 基金積立金	107	15,384	15,491					15,384
								15,384
計	107	15,384	15,491	0	0	0	0	15,384

7 款 諸支出金

1 項 償還金及び還付金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
2 償還金	1	117,525	117,526					117,525
								117,525
計	14,201	117,525	131,726	0	0	0	0	117,525

(単位： 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
24 積 立 金	15,384	<u>1 基金積立金</u> 15,384 積立金 15,384 基金積立金 15,384

(単位： 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
22 償還金、利子 及び割引料	117,525	<u>1 償還金</u> 117,525 償還金、利子及び割引料 117,525 都支出金過年度返還金 117,525

議案第 5 3 号

令和7年度東久留米市後期高齢者医療特別会計補正予算

令和 7 年度東久留米市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度東久留米市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 2, 2 9 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4, 0 3 1, 0 1 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 9 月 1 日提出

東久留米市長 富 田 竜 馬

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰入金		千円 1,935,997	千円 △503	千円 1,935,494
	1 他会計繰入金	1,935,997	△503	1,935,494
3 諸収入		136,749	10,701	147,450
	2 償還金及び還付加算金	2	10,701	10,703
5 繰越金		1	42,097	42,098
	1 繰越金	1	42,097	42,098
歳 入 合 計		3,978,716	52,295	4,031,011

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 分担金及び負担金		千円 3,711,168	千円 41,542	千円 3,752,710
	1 広域連合負担金	3,711,168	41,542	3,752,710
5 諸支出金		3,072	10,753	13,825
	1 償還金及び還付加算金	3,071	52	3,123
	2 繰出金	1	10,701	10,702
歳 出 合 計		3,978,716	52,295	4,031,011

令和7年度東久留米市後期高齢者医療特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
2 繰入金	1,935,997	△503	1,935,494
3 諸収入	136,749	10,701	147,450
5 繰越金	1	42,097	42,098
歳入合計	3,978,716	52,295	4,031,011

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
2 分担金及び負担金	3,711,168	41,542	3,752,710
5 諸支出金	3,072	10,753	13,825
歳 出 合 計	3,978,716	52,295	4,031,011

補 正 額 の 財 源 内 訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国 庫 支 出 金	都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円
0	0	0	△503	42,045
0	0	0	0	10,753
0	0	0	△503	52,798

2 歳 入

2 款 繰入金

1 項 他会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 一般会計繰入金	1,935,997	△503	1,935,494
計	1,935,997	△503	1,935,494

3 款 諸収入

2 項 償還金及び還付加算金

2 償還金	1	10,701	10,702
計	2	10,701	10,703

5 款 繰越金

1 項 繰越金

1 繰越金	1	42,097	42,098
計	1	42,097	42,098

節		説	明
区 分	金 額		
3 事務費繰入金	千円 △503	事務費繰入金	千円 △503

1 還付金	10,701	還付金	10,701

1 繰越金	42,097	前年度繰越金	42,097

3 歳 出

2 款 分担金及び負担金

1 項 広域連合負担金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1 広域連合分 賦金	3,711,168	41,542	3,752,710				△503	42,045
							△503	42,045
計	3,711,168	41,542	3,752,710	0	0	0	△503	42,045

5 款 諸支出金

1 項 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
2 償還金	1	52	53					52
								52
計	3,071	52	3,123	0	0	0	0	52

5 款 諸支出金

2 項 繰出金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般会計繰 出金	1	10,701	10,702					10,701
								10,701
計	1	10,701	10,702	0	0	0	0	10,701

(単位： 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金、補助 及び交付金	41,542	<u>1 広域連合分賦金</u> 41,542 負担金、補助及び交付金 41,542 保険料等負担金 20,991 事務費負担金 △503 保険料等負担金（過年度分） 21,054

(単位： 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
22 償還金、利子 及び割引料	52	<u>1 償還金</u> 52 償還金、利子及び割引料 52 保険料償還金 52

(単位： 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
27 繰 出 金	10,701	<u>1 繰出金</u> 10,701 繰出金 10,701 一般会計繰出金 10,701

議案第 5 4 号

令和7年度東久留米市介護保険特別会計補正予算

令和 7 年度東久留米市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度東久留米市の介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 7 9, 0 8 1 千円を追加し、歳

入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 1, 7 1 8, 9 9 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 9 月 1 日提出

東久留米市長 富 田 竜 馬

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 支払基金交付金		千円 2, 927, 045	千円 1, 383	千円 2, 928, 428
	1 支払基金交付金	2, 927, 045	1, 383	2, 928, 428
6 繰入金		2, 093, 366	65, 650	2, 159, 016
	2 基金繰入金	205, 400	65, 650	271, 050
8 繰越金		1	212, 048	212, 049
	1 繰越金	1	212, 048	212, 049
歳 入 合 計		11, 439, 915	279, 081	11, 718, 996

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 基金積立金		千円 855	千円 212,048	千円 212,903
	1 基金積立金	855	212,048	212,903
6 諸支出金		3,401	67,033	70,434
	1 償還金及び還付金	3,401	66,295	69,696
	2 繰出金	0	738	738
歳 出 合 計		11,439,915	279,081	11,718,996

令和7年度東久留米市介護保険特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

(歳 入)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
2 支払基金交付金	2, 927, 045	1, 383	2, 928, 428
6 繰入金	2, 093, 366	65, 650	2, 159, 016
8 繰越金	1	212, 048	212, 049
歳 入 合 計	11, 439, 915	279, 081	11, 718, 996

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
4 基金積立金	855	212,048	212,903
6 諸支出金	3,401	67,033	70,434
歳 出 合 計	11,439,915	279,081	11,718,996

補 正 額 の 財 源 内 訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国 庫 支 出 金	都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円
0	0	0	0	212,048
0	0	0	0	67,033
0	0	0	0	279,081

2 歳 入

2 款 支払基金交付金

1 項 支払基金交付金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 介護給付費交付金	千円 2,832,008	千円 1,383	千円 2,833,391
計	2,927,045	1,383	2,928,428

6 款 繰入金

2 項 基金繰入金

1 介護給付費準備基金繰入金	205,400	65,650	271,050
計	205,400	65,650	271,050

8 款 繰越金

1 項 繰越金

1 繰越金	1	212,048	212,049
計	1	212,048	212,049

節		説	明
区 分	金 額		
1 介護給付費交付金	千円 1,383	介護給付費交付金（過年度分）	千円 1,383

1 介護給付費準備基金繰入金	65,650	介護給付費準備基金繰入金	65,650

1 繰越金	212,048	前年度繰越金	212,048

3 歳 出

4 款 基金積立金

1 項 基金積立金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1 介護給付費 準備基金積 立金	855	212, 048	212, 903					212, 048
								212, 048
計	855	212, 048	212, 903	0	0	0	0	212, 048

6 款 諸支出金

1 項 償還金及び還付金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
2 償還金	1	66, 295	66, 296					66, 295
								66, 295
計	3, 401	66, 295	69, 696	0	0	0	0	66, 295

6 款 諸支出金

2 項 繰出金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般会計繰 出金	0	738	738					738
								738
計	0	738	738	0	0	0	0	738

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
24 積 立 金	212, 048	<u>1 介護給付費準備基金積立金</u> 212, 048 積立金 212, 048 基金積立金 212, 048

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
22 償還金、利子 及び割引料	66, 295	<u>1 償還金</u> 66, 295 償還金、利子及び割引料 66, 295 償還金 1, 100 国庫支出金過年度返還金 42, 082 都支出金過年度返還金 23, 113

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
27 繰 出 金	738	<u>1 繰出金</u> 738 繰出金 738 一般会計繰出金 738

介護保険特別会計

